平成２８年（フ）第２０９２号
東京都江戸川区東松本１丁目９－６－202
破産者　早乙女真司
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０９３号
東京都板橋区高島平２丁目29－３－1021
破産者　関根　　博
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０９４号
東京都板橋区高島平２丁目29－３－1021
破産者　関根　有加
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１１６号
東京都目黒区上目黒５丁目25－７－402
破産者　徳永　有紀
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１５６号
東京都杉並区和泉１丁目20－９－102
破産者　檜山　裕彦
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１８４号
東京都世田谷区上北沢２－１－１　東京都立松沢病院内、住民票上の住所東京都三鷹市下連雀７丁目７－29－208
破産者　岡村　一秀
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１８８号
東京都港区高輪１丁目15－１－220
破産者　廣田　義典
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１８９号
東京都西東京市ひばりが丘２丁目11－20－103
破産者　川畑　裕隆
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１９０号
東京都葛飾区宝町１丁目17－６　第２秋山コーポ101
破産者　計良　文男
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２２９号
東京都杉並区堀ノ内３丁目32－６－７
破産者　平塚千恵子
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２５２号
東京都葛飾区東新小岩３丁目10－17－107
破産者　村松　啓子
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２８３号
東京都中野区中央２丁目２－３－201
破産者　山越ひろみ
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２８４号
東京都八王子市絹ケ丘１丁目10－12
破産者　有原　浩司
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１３号
相模原市南区東大沼４丁目７番30号フレンドリー101、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区笹塚２丁目22番２－205号
破産者　株式会社ベース・クリード
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１６２１号
札幌市北区新琴似５条１丁目４番19号
破産者　有限会社田村装建
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６５号
札幌市手稲区前田10条16丁目１番13号
破産者　有限会社アイドマ
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９２号
群馬県渋川市村上11番地５
破産者　有限会社岩井洞製菓
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２９３号
群馬県渋川市村上11番地５
破産者　株式会社岩井洞
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２９４号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町680番地の１
破産者　有限会社サン保険
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８５号
埼玉県鴻巣市本町５丁目８番５号
破産者　有限会社いなほ
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１０号
埼玉県富士見市ふじみ野西４丁目４－２、商業登記簿上の本店所在地埼玉県富士見市大字勝瀬1537番地の４
破産者　有限会社富士見電機製作所
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６９号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3158番地の13
破産者　大川　清明
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部